

管理コード	要領事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案の分類	提案の内容	各府県からの検討要領に対する回答	再検討要領	提案主体からの意見	「措置の分類」の要領との差異	「措置の内容」の差異	各府県からの再検討要領に対する回答	再々検討要領	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県			
040010	財産区による通債の発行	地方自治法230条 通債地域自立促進特別措置法第12条	地方債発行の権限は、地方自治体効果により、普通地方公共団体の効果に付与されている。また、通債地域自立促進特別措置法第12条により、通債地域の発行は、通債地域自立促進特別措置法の範囲内で行うことができることとされている。	通債地域自立促進特別措置法による地方債の発行は、通債地域の指定を受けた市町村の外に適用され、その地域内にある通債制財産区へは適用されない。また、通債地域の発行は、通債地域自立促進特別措置法第12条により、通債地域の市町村のみで行うことができることとされている。	通債制財産区は市町村議会とは別に独自の議決権をもっていますが、通債債発行による事業を行う場合には、直接的な議決がでない仕組みになっています。財産区長の収入は京成運用法などに限られ、時代が変わり資産価値そのものも減少しています。昭和30年代に建てた大規模な住宅については、老朽化が顕著な住宅の時価が下がっています。しかし、財産区の基金はほぼ平成14年の再建費ベースに、利用者の高齢化による減少が顕著の増加により年々縮減が図られており、約400万円の赤字にまで落ち込んでいます。財政状態が好転しなくなり、自治体側から地方債発行の不利な側面を強く感じ、進捗を遅延させている、改善することでもできない状況です。	E I	地方自治法230条の3には、「当該財産区の財政又は公債の発給から生ずる収入の大部分又は一部を市町村又は特別区の財政に充てる旨の附帯としてすることができ」とされています。さらに「当該事業の目的の一部費用が事業に充てられること」と定められていますが、また財産区からの条件が交付により「事業実行を阻害してはならない」とし、また「財政区が実施する事業が通債の対象事業に該当する場合は、市町村が財産区に対して補助又は負担する場合は通債の対象とされている。	右提案者からの意見 を踏まえ、再検討した回答された。	地方自治法230条は、自治体が地方債を起債する場合の規定であり、財産区が起債してはならないという法律ではないので、財産区が地方債を発行できないという理由にはならないとされます。 また、特例法は既存の法律の特例を定めるものなので、提案内容がその法律に抵触しないのは当然であり、特例を定める法律の発行をもって拒絶する理由にはならないとされます。 また、財産区が実施する事業が通債の対象事業に該当する場合は、市町村が財産区に対して補助又は負担する場合は通債の対象とされている。	E I	「地方自治法（以下「法」という。）第230条は普通地方公共団体の権限について定めたもので、特別地方公共団体以外の、特別区は法第230条で、地方公共団体の場合は法第230条で、法第230条を普通地方公共団体の規定が広範に適用されており、地方債を発行できないという理由と主張することにはならないとされています。 「地方自治法（以下「法」という。）第230条は普通地方公共団体の権限について定めたもので、特別地方公共団体以外の、特別区は法第230条で、地方公共団体の場合は法第230条で、法第230条を普通地方公共団体の規定が広範に適用されており、地方債を発行できないという理由にはならないとされています。」 また、特例法は既存の法律の特例を定めるものなので、提案内容がその法律に抵触しないのは当然であり、特例を定める法律の発行をもって拒絶する理由にはならないとされます。 また、財産区が実施する事業が通債の対象事業に該当する場合は、市町村が財産区に対して補助又は負担する場合は通債の対象とされている。	地方自治法230条は、自治体が地方債を起債する場合の規定であり、財産区が起債してはならないという法律ではないので、財産区が地方債を発行できないという理由にはならないとされます。 また、特例法は既存の法律の特例を定めるものなので、提案内容がその法律に抵触しないのは当然であり、特例を定める法律の発行をもって拒絶する理由にはならないとされます。 また、財産区が実施する事業が通債の対象事業に該当する場合は、市町村が財産区に対して補助又は負担する場合は通債の対象とされている。	地方自治法230条は、自治体が地方債を起債する場合の規定であり、財産区が起債してはならないという法律ではないので、財産区が地方債を発行できないという理由にはならないとされます。 また、特例法は既存の法律の特例を定めるものなので、提案内容がその法律に抵触しないのは当然であり、特例を定める法律の発行をもって拒絶する理由にはならないとされます。 また、財産区が実施する事業が通債の対象事業に該当する場合は、市町村が財産区に対して補助又は負担する場合は通債の対象とされている。						1 0 1 1 0 0	大府財産区	青森県	総務省
040020	焼入れ焼戻しによる有害物質の発生を抑制する取組	環境法第12条 環境法第13条	焼入れ焼戻しによる有害物質の発生を抑制する取組に関する取組	焼入れ焼戻しにおける有害物質の発生を抑制する取組	焼入れ焼戻し工程において、有害物質の発生を抑制する取組	D																
040030	地域防災力向上のためのアマチュア無線局の設置	電波法第52条、54条、58条 電波法第74条第1項 電波法施行規則第37条 無線局運用規則第209条	アマチュア無線局の設置に関する取組	地域防災力向上のためのアマチュア無線局の設置に関する取組	地域防災力向上のためのアマチュア無線局の設置に関する取組	(C)、(D)、(E)																
040040	投票区域内の投票所の設置	選挙法第22条第2項 選挙法第44条第1項	投票区域内の投票所の設置に関する取組	選挙区域内の投票所の設置に関する取組	選挙区域内の投票所の設置に関する取組	C I																
040050	無線機の免許申請の審査における無線機の性能に関する試験データの活用	電波法第6条第1項 電波法第7条第1項	無線機の免許申請に関する取組	無線機の免許申請に関する取組	無線機の免許申請に関する取組	E																
040060	同形式の無線機を使用した無線機の免許申請における包括申請方式の導入	電波法第6条第1項 電波法第7条第1項	無線機の免許申請に関する取組	無線機の免許申請に関する取組	無線機の免許申請に関する取組	D																

